

# 解散命令速やかに

## 全国弁連が会見し声明

東京地裁

# 統一協会と国に初の審問

統一協会（世界平和統一家庭連合）の解散命令

請求を巡り東京地裁（鈴木謙也裁判長）は22日、

國側と協会側から意見を

聞く審問を初めて開きました。

協会側は田中富広会長が出席しました。

審問に先立ち全国靈商法対策弁護士連絡会（全国弁連）は同日、都内で会見して声明を公表。審理

を迅速に進め、速やかに解散命令を出すよう求めました。



文部科学省は昨年10月、解散命令を東京地裁に請求。地裁の審理

は「非訟事件手続法」に基づき非公開で進められています。今回の

審問も公開されていません。

全國弁連の声明は、被害者が長年にわたり財産を統一協会から搾取され続け、日々の生

活ですら困難している人が多くいる」と指摘。

速やかな被害者救済や協会による財産散逸を

防止するため、「解散命令が早期に発令さ

れるべき必要性は極めて大きい」と主張しています。

米国では1978年に下院ブレイザー委員会が、統一協会による

米政界工作について調査し、報告書を公表しています。声明では同

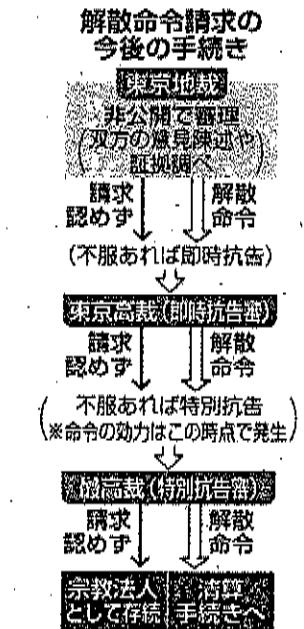
委員会を例にあげて、日本でも国会、地方議会で第三委員会などを立ち上げ、政界との癒着実態を調査し、公表することを要望しま

した。また政治家に対して、協会と選挙で支援をうけるなどの関係を絶つよう要請。議会でも断絶決議をするよう求めています。

会見で川井康雄弁護士は、統一協会と政治家の癒着解明について第三者が入る形での審観的な調査がとても大事だと強調しました。

木村社弁護士は、「協会が必要しも必要な反論をだらだらすることを、裁判所が許さないよう審理をすすめてほしい」と述べました。

審問後に取材に応じた統一協会側の代理人



声明について会見する

全国靈商法対策弁護士連絡会の弁護士ら

22日、東京都千代田区